

標準支部会則

第1章 総則

(設置)

第1条 この支部は、支部組織等に関する規程（以下「支部規程」という。）第2条により、次に掲げる地区において当会の業務等を担当する機構として、理事会が設置する。

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇村

(名称)

第2条 この支部の名称は、一般社団法人神奈川県マンション管理士会（以下、当会の全体に係る事業を執行するための機構として「本部」という。）〇〇支部（以下「支部」という。）とする。

(会則)

第3条 支部は、会員、組織、事業及び会務（以下「事業等」という。）その他の細目について、支部規程第20条第1項に基づき、この〇〇支部会則（以下「支部会則」という。）を定める。

(連絡場所)

第4条 支部の連絡場所（「事務局」という。以下同じ。）は、支部長の住所若しくは居所又は支部長が指定する場所に置く。

- 2 事務局の表示は、支部の名称・事務局、所在地、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスとする。この場合において、支部長個人の事業等に係る表示をしてはならない。
- 3 事務局及び本部の電子資料ファイルに、支部会則、支部会員名簿、支部総会議事録等及び支部の会計書類等を備え置く。

(承認又は報告事の事項)

第5条 支部は、支部会則の制定及び変更並びに次に掲げる事項について、会長に具申し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 支部長の選任
 - 二 事業計画及び収支予算
 - 三 事業報告及び収支決算報告
 - 四 担当区域の自治体及びマンション関連団体等との覚書又は協定等の締結
 - 五 その他事業等の遂行に係る特に重要な事項
- 2 支部は、次に掲げる事項について、会長に適時報告しなければならない。
- 一 第9条に定める支部役員の明細
 - 二 事務局の明細
 - 三 事業等の進捗状況
 - 四 支部総会等の会議の議事録
 - 五 その他第6条に定める支部会員及び事業等の遂行に係る重要な事項
- 3 前2項に係る支部の事務は、会長が支部担当理事を置きその職務を委任する場合には、当該支部担当理事を日常の連絡先とする。

第2章 会員及び役員

(会 員)

第6条 支部の会員（以下「支部会員」という。）は、支部規程第4条第1項が定める当会の会員が構成する。

2 支部規程第4条第2項及び第3項の定めにより、前項の会員以外の者は支部会員になることができない、及び支部会員は同時に当支部以外の支部の会員になることができない。
(年会費等)

第7条 支部会員は、当支部が事業等の実施に要する費用の一部の支払いに充てるため、支部総会の決議を経て徴収する支部の年会費又は臨時負担金を当支部に納入しなければならない。

(守秘義務)

第8条 支部会員は、支部の会員及び事業等、国・地方自治体のマンション管理施策及びマンション管理組合等に係る個人情報その他の秘密の情報について、法令が定めるところにより、守秘しなければならない。

(役 員)

第9条 支部には、次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

- 一 支部長
- 二 副支部長1名以上
- 三 書記〇名以上
- 四 会計〇名以上
- 五 幹事〇名以上
- 六 支部監査役1名以上

2 前項の場合において、支部監査役は、他の役員を兼任することができない。

(資 格)

第10条 前条の支部役員となる支部会員は、支部規程第6条が定める次の各項に掲げる要件を充たしている者でなければならない。

2 定款第19条第2項第三号から第五号に定める懲戒処分を受けていない者

3 定款第19条第2項第三号から第五号に定める懲戒処分を受けたものの次の各号の要件を充たしている者

- 一 第三号（6か月以内の会員としての権利の停止（これに準ずる処分を含む。））処分を受けた者は、決定後2年間経過した者
- 二 第四号（退会勧告）処分を受けた者は、当会を退会した日から2年間経過し、当会に再入会が承認された者
- 三 第五号（除名）処分を受けた者は、決定後4年間経過し、当会に再入会が承認された者

(選 任)

第11条 支部役員は、前条の資格を有する支部会員の中から支部総会において選任する。

ただし、補欠の支部役員は、支部定例会（*支部役員会）において選任することができる。

(任 期)

第12条 支部役員の任期は、定時総会終了のときから、翌々年の定時総会終了のときまでの2年とし、再任を妨げない。

2 支部役員の改選年度は、当会役員の改選年度と同じとする。

3 補欠の支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 任期満了又は辞任により退任する支部役員は、後任の支部役員が就任するまでの間引き続きその職務を遂行する。

(職務)

第13条 支部役員は、それぞれ次の各項に掲げる職務を遂行する。

2 支部長は、当支部を代表し、支部の事業等を統括すると共に、支部規程、支部会則及び支部総会等が定める職務を遂行する。この場合において、支部長は、支部監査役を除く他の支部役員にその職務の一部を委任することができる。

3 副支部長は、支部長を補佐すると共に、支部長が職務の遂行に当たれないときは、その職務を代行する。

4 書記は、支部総会等の会議の議事の経過の要領及びその結果を記録する議事録を作成し、管理する。

5 会計は、当支部の収支に係る出納及び会計書類等作成の事務を執り、管理する。

6 幹事は、支部長が委任する一部の職務を遂行する。

7 支部監査役は、支部役員の職務の遂行及び当支部の会計の状況について不正の行為の有無その他を監査し、その結果を支部総会に報告する。（*支部監査役は、当支部が支部役員会を置き、運用する場合において、支部役員会での議決権を有しない。）

(誠実義務)

第14条 支部役員は、法令並びに支部規程、支部会則及び支部総会等の定めを遵守し、支部会員のため、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第3章 事業等

(事業等)

第15条 支部は、各事業年度（1月1日から12月31日までとする。以下同じ。）において、次の各項に掲げる事業等を行う。

2 事業

一 国・県・担当区域自治体等のマンション管理施策の推進協力等

二 マンション管理組合等を対象とした相談会、交流会及び研修セミナー等

三 支部会員を対象に、次の事項に係る勉強会及び研修会等

(一) マンションの管理運営に関する事項

(二) 専門的な知識・能力等の拡充・向上及び職業倫理の堅持等に関する事項

四 支部会員の業務受託の支援等

五 その他支部が実施することが望ましいと認められる事業及び理事会から付託された事業

3 会務

一 支部総会の開催

- 二 支部定例会（*支部役員会、*及び支部役員会、*必要に応じ担当区域の自治体又は行政区対応の部会等）の開催
- 三 事業等に係る本部との連絡、調整及び補完等
- 四 必要に応じ担当区域マンション関連団体等との連携
- 五 その他当支部の事業等の遂行に必要な会務

（遵守義務）

第16条 支部は、事業等の遂行に当たり、支部規程第11条第2項及び第3項に定める次の事項を遵守する。

- 一 本部が実施する事業等との事前の調整又は補完関係の維持
- 二 定款第56条第1項の事業活動の公正性及び中立性の保持並びに同条第2項のマンション管理組合等を相手方とした業務等の受委託等については、国・地方自治体のマンション管理施策に関する協力等の事業に係るものを除き、契約の締結禁止の堅持

第4章 運 営

（支部総会）

第17条 支部は、各事業年度に1回、支部の総会員をもって組織する定時の支部総会を適時に開催する。

2 次に掲げる事項については、支部総会の決議を経なければならない。

- 一 支部会則の制定及び変更
- 二 支部役員を選任
- 三 事業計画及び収支予算
- 四 事業報告及び収支決算報告並びに支部監査役の監査報告
- 五 支部年会費又は臨時負担金の額
- 六 第24条の支部会員の提議
- 七 その他支部会則において定める事項並びに支部の会員及び事業等に関する重要な事項（* 支部役員会及び支部定例会の両会合を運用する場合においては、第20条第2項前段に定める両会合での決議事項の明細の決定）

3 当支部は、必要に応じ臨時の支部総会を開催することができる。

（招集手続等）

第18条 支部総会は、支部長が、総会開催日の一週間前までに支部会員に総会の議案その他を通知し、招集する。

2 支部総会の議長は、支部長又は支部長が指名する支部会員が務める。

3 支部会員の議決権は、それぞれ1個とする。

4 支部会員は、書面又は電子メールにより若しくは他の支部会員を代理人として、議決権を行使することができる。当該支部会員は支部総会に出席したものとみなす。

5 支部総会の会議は、当支部の総会員の過半数の出席をもって成立する。

6 支部総会の会議の議事は、出席支部会員の議決権の過半数をもって決する。

（議事録）

第19条 支部総会の議事の経過の要領及びその結果については、議長及び書記が議事録を

作成し、管理する。

(支部定例会)

第20条 支部は、支部総会のほか、支部の総会員をもって組織する支部定例会を適時に開催し、次に掲げる事項について審議等を行い、及び決する。

- 一 事業等の遂行、進捗状況及び追加手配等
- 二 支部会員の業務受託の支援等
- 三 補欠の支部役員の選任
- 四 第24条の支部会員の提議
- 五 その他支部会員及び事業等に係る事項

2 支部定例会の招集手続、議長、議決権の割合及び行使の方法、定足数、議事及び議事録の作成その他については、第18条及び前条の定めを準用する。

3 前項の場合において、支部長は、緊急の支部定例会を開催する必要があるときは、招集期間を短縮することができる。

* 支部役員会を置く場合

(支部役員会)

第20条 支部は、支部総会のほか、総役員をもって構成する支部役員会を適時に開催し、次に掲げる事項について審議等を行い、及び決する。

- 一 事業等の遂行、進捗状況及び追加手配等
- 二 支部会員の業務受託の支援等
- 三 補欠の支部役員の選任
- 四 第24条の支部会員の提言
- 五 その他支部会員及び事業等に係る事項

2 支部役員会の招集手続、議長、議決権の割合及び行使の方法、定足数、議事及び議事録の作成その他については、第18条及び前条の定めを準用する。ただし、第18条第2項から第6項の定めについては、それぞれ支部監査役を除く。

3 前項の場合において、支部長は、緊急の支部役員会を開催する必要があるときは、招集期間を短縮することができる。

* 支部役員会及び支部定例会を置く場合

(支部役員会等)

第20条 支部は、支部総会のほか、総役員をもって構成する支部役員会及び総会員をもって組織する支部定例会をそれぞれ適時に開催し、次に掲げる事項について審議等を行い、及び決する。

- 一 事業等の遂行、進捗状況及び追加手配等
- 二 支部会員の業務受託の支援等
- 三 補欠の支部役員の選任
- 四 第24条の支部会員の提言
- 五 その他支部会員及び事業等に係る事項

2 前項の場合において、支部役員会及び支部定例会のそれぞれの審議等及び決議事項等の明細は支部総会において定める、及び支部役員会及び支部定例会の招集手続、議長、議決権の割合及び行使の方法、定足数、議事及び議事録の作成その他については、第18条及

び前条の定めを準用する。ただし、支部役員会においては、第18条第2項から第6項の定めについては、それぞれ支部監査役を除く。

- 3 前項本文後段の場合において、支部長は、緊急の会合を開催する必要があるときは、招集期間を短縮することができる。

第5章 会 計

(会計年度)

第21条 支部の会計年度は、事業年度と同じとする。

(収入及び支出)

第22条 支部の会計における収入は、次に掲げるものとする。

- 一 本部の配分金
- 二 当支部の年会費又は臨時負担金
- 三 その他雑収入

2 前項の収入は、支部の事業等に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いに充てる。

- 一 支部の会合及び相談会等の開催会場又は会議で使用する投影機器等を賃借する費用
- 二 事務用消耗品（チラシ・研修資料等の用紙、インキ及びその他事務用品）を購入する費用
- 三 その他、支部総会の決議を経て支出する費用

(会計事務)

第23条 支部の収支に係る出納及び会計書類等作成の事務を執るに当たっては、本部の会計に係る諸規定に基づいた適正な事務を執らなければならない。ただし、定時の支部総会が、本部の行事日程に間に合わせるため、会計年度末月内において開催する場合は、開催日から会計年度末日までの確定済の収支については当該会計年度の収支に計上し、決算することができる。

第6章 雑 則

(提 議)

第24条 支部会員は、次に掲げる事項について支部長に提議することができる。

- 一 支部会員の非行その他に関し、相応の措置を執ること
- 二 支部会員の善行その他に関し、相応の処遇を図ること

2 支部長は、前項の提議について、支部総会又は支部定例会（*支部役員会）に諮り、その扱いを決する。

(上位規程)

第25条 この支部会則に定める事項が支部規程の定めと相違する、又は反する場合は、支部規程の定めが優先する。

附 則

(発 効)

第1条 この支部会則は、○年○月○日開催した支部（*臨時）総会で決議され、及び○年○月○日開催第○期第○回理事会において承認されたので、○年○月○日からその効力を発する。

以上